

# 令和5年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和5年12月5日（火曜日）

## ◎出席議員（12名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
10番	進藤	晴子君	11番	多治見	亮一君
12番	二川	靖君	13番	高橋	秀樹君

## ◎欠席議員（1名）

9番 川上修一君

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	保多紀江君
福祉課長	森岡彰寿君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	佐々木康仁君
建設課長	松野孝君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	加藤勝廣君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 丸山一人君

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 山田弘幸君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	飯野真有君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 6＞
- 日程第 5 報告第 2 6 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 6＞
- 日程第 6 報告第 2 7 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 6～P 7＞
- 日程第 7 議案第 9 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（小林雅子氏）＜P 7＞
- 日程第 8 議案第 9 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（寺地 優氏）＜P 7～P 8＞
- 日程第 9 議案第 9 4 号 美盛足寄線外 1 路線整備工事請負契約について＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 0 議案第 9 5 号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 9＞
- 日程第 1 1 議案第 9 6 号 足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 2 議案第 9 7 号 足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例＜P 1 0～P 1 2＞
- 日程第 1 3 意見書案第 7 号 現行の健康保険証の存続を求める意見書＜P 1 2＞
- 日程第 1 4 決議案第 1 号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、持続的な人道的休戦を求める決議＜P 1 2～P 1 3＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君は欠席であります。

ただいまから、令和5年第4回足寄町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、12番二川靖君、1番早瀬川恵君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月5日から12月20日までの16日間とし、このうち6日から16日までの11日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月5日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、報告第26号から報告第27号の報告を受けます。

次に、議案第92号から議案第97号までの提案説明を受けた後、即決で審議いた

します。

次に、意見書案第7号につきましては、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

次に、決議案第1号を即決で審議いたします。

17日の日曜日に、一般質問などを行います。

18日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第98号から議案第105号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間にいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの16日間に決定いたしました。

なお、16日間のうち、6日から16日までの11日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、11日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月7日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項の主なものは、6月29日、11月27日に開催された、とちぎ広域消防事務組合並びに十勝圏複合事務組合の議会の審議内容等についてであり、印刷してお手元に配付のとおりです。

また、11月29日に開催されました第67回町村議会議長全国大会に参加いたしました。

この大会では、「東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等を求める特別決議」「少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化を求める特別決議」「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を求める特別決議」、これら三つの特別決議を議決したほか、令和6年度の予算編成及び施策の策定に当たって、全国町村議会議長会の要望を踏まえ、「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」をはじめとする28項目にわたる要望を決議いたしました。

こちら全国大会については、来年の第1回定例会において詳細を報告させていただきます。

なお、今回の議長諸般報告の5「令和5年度定期監査について」の別紙について、添付資料が漏れておりました。これより配付いたしますので、追加をお願いいたします。

これで諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政報告を申し上げます。

行政報告の前に、インフルエンザが町内でも感染が拡大しているということを聞いております。小学校でも昨日から7日まで学校閉鎖というようなこととなっていることとございますので、新型コロナウイルスと併せてインフルエンザ等にも十分注意をしていただければというように思うところでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、足寄町第7次総合計画策定の進捗状況、足寄町第6次総合計画令和4年度事業実績及び令和5年度事業実績見込み、並びに令和6年度以降の実施計画等について、御報告を申し上げます。

総合計画は、平成23年の地方自治法改正により市町村の策定義務はなくなりましたが、本町のまちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画が必要であるとの認識の下、足寄町第6次総合計画を策定しており、その期間が令和6年度で終了することから、新たな総合計画を策定することとし、資料1の足寄町第7次総合計画策定方針を令和5年8月16日に開催した令和5年度第1回足寄町総合開発審議会に諮問し、答申をいただきました。

その後、策定方針に基づき、18歳以上の全町民へのアンケート、足寄高校生・中学生・小学5年生・6年生へのアンケート、地区別懇談会、各種団体や組織からの提言等募集を通じて住民意見の集約を行うとともに、12月1日に第1回第7次総合計画策定専門委員会を開催しました。今後、数回の策定専門委員会を開催して、第

7次総合計画の素案をまとめ、令和6年第4回定例会にお諮りしたいと考えております。

また、第6次総合計画令和4年度事業実績及び令和5年度事業実績見込み、並びに令和6年度実施計画、令和7年度と令和8年度実施計画計上予定事業につきましては、去る11月24日に開催した令和5年度第2回足寄町総合開発審議会に報告・諮問し、承認・答申をいただいております。

第6次総合計画が令和6年度までの計画であることから、本来であれば本年度に答申をいただくのは令和6年度1年分の実施計画となりますが、行政の継続性、施設や整備等の老朽化を見据えた計画的な改修・更新の見込み、現在の住民ニーズを反映した事業実施の必要性等についても考慮し、令和6年度実施計画のみならず、現時点において令和7年度と令和8年度に計上することが適切と考えられる事業についても審議会にお示しし、審議いただきました。

第6次総合計画におきましては、継続事業として「地籍調査事業」「町道各路線の整備」「公営住宅修繕事業」「住環境整備事業」「上下水道の整備」「保育料完全無償化事業」「足寄高等学校振興事業」「里見が丘公園再整備事業」「中山間地域等直接支払交付金」等の事業を各年度、計画的に実施しております。

令和4年度の事業実績は資料2のとおりで、主な事業といたしましては、「足寄町営温泉浴場新築事業」として西町2丁目に温泉浴場施設を建設したほか、「公の施設増・改築事業」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して銀河ホール21や多目的観光施設の外部改修等を行いました。

実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で95.67%となっており、減少した主な要因といたしましては、道路改良事業に伴う「上水道配水管拡張事業」の実績がなかったことや、「畜産振興資金」の貸付

けが想定を下回ったこと、西足寄専用水道の「水利施設等保全高度化事業」の施工区間変更により工事費が減少したことによるものです。

次に、令和5年度の実績見込みは資料3のとおりで、主な事業といたしましては、「下水終末処理場長寿命化事業」として下水終末処理場長寿命化のための電気工事を行ったほか、「特別養護老人ホーム新築事業」では、新たな特別養護老人ホームの整備に向けた用地取得及び実施設計を行っております。また、「校舎等施設整備事業」として芽登小学校の改修や螺湾小学校屋体の天井鉄骨部塗装及び照明のLED化改修を行っております。

令和5年度の総事業費の見込みは31億6,043万8,000円で、計画に対する割合が102.33%となっており、計画値を上回った主な要因といたしましては、物価や人件費の高騰により事業費が増額したものです。

最後に、令和6年度実施計画、令和7年度と令和8年度の実実施計画計上予定事業は資料4のとおりで、各年度の総事業費といたしまして、令和6年度が56億8,804万9,000円、令和7年度が32億9,141万6,000円、令和8年度が30億183万6,000円を見込んでおります。

新規事業や大型事業等につきまして御説明いたします。

「木質バイオマスエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）策定」は、森林資源の地産地消による地域振興を図るための計画策定業務で、令和6年度に事業費を計上いたしました。「橋梁長寿命化修繕事業」は、橋梁の予防的な修繕及び計画的な架け替えを図るための新たな計画策定に向け、令和6年度に調査設計・策定を行う計画としております。「地デジ無線共聴施設更新事業」は、町が整備した地デジ無線共聴施設の耐用年数が経過していることから、適切な地デジ受信環境を維持するため

計画的な更新を行うものであります。「新中間処理施設整備分担金」では、十勝圏複合事務組合のごみ中間処理施設建て替えに伴う分担金を令和6年度以降に計上しております。「特別養護老人ホーム新築事業」は、令和6年度に整備工事、令和7年度に外構及び旧施設の解体工事に係る事業費を計上しております。「医療機器整備事業」では、国や道の補助、地方債を利用しながら計画的に国民健康保険病院の医療機器更新を行うものであります。「総合体育館・温水プール長寿命化改修事業」は、令和6年度に温水プール採暖室のベンチ改修や照明のLED化を行う計画としております。

なお、令和6年度の主な事業を資料5の「足寄町第6次総合計画実施計画主な事業一覧」にまとめておりますので、御参照ください。

国・地方ともに厳しい財政状況が続く中、社会の変化に適応した施策が求められており、エネルギー価格や物価高騰対策も必要なことから、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢にあります。地方交付税の減少などによっては、今回の実施計画の内容を修正する必要性が生じる可能性もありますが、引き続き行財政運営の簡素効率化と情報収集に努め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めた上で、総合計画計上事業の執行を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第26号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第26号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第26号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和5年8月19日から令和5年11月16日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、2ページに添付しております別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第27号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第27号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） 3ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、報告第27号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでござ

ざいます。

4 ページの別紙を御覧ください。

令和5年8月19日から令和5年11月16日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号の規定により御報告する工事又は製造の請負は南7丁目通ほか整備工事に伴う配水管移設拡張工事外1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 議案第92号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 議案第92号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第92号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦をする方につきましては、氏名、小林雅子氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年6月30日をもって任期満了となることから再任をお願いするものでございます。

小林雅子氏の学歴、職歴等の略歴につき

ましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第92号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第92号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定いたしました。

#### ◎ 議案第93号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議案第93号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第93号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

推薦をする方につきましては、氏名、寺地 優氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年6月30日をもって任期満了となることから再任をお願いするものでございます。

寺地 優氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第93号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、原案による者を適任とすることに決定いたしました。

#### ◎ 議案第94号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第94号美盛足寄線外1路線整備工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第94号美盛足寄線外1路線整備工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

令和5年11月27日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した美盛足寄線

外1路線整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、美盛足寄線外1路線整備工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約。

契約の金額は、8,976万円。

契約の相手方は、足寄町北1条4丁目31番地、株式会社河向組、代表取締役 河向由紀夫氏でございます。

工期は、令和6年7月10日でございます。

8ページに位置図、9ページに平面図などの施工計画図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号美盛足寄線外1路線整備工事請負契約についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第94号美盛足寄線外1路線整備工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第95号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第95号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議案となりました、議案第95号足寄町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

足寄町税条例の一部を次のように改正する。

第73条の2第1項中「手数料条例に定めるところによる」を「無料とする」に改め、同項ただし書を削り、同項第2項を削るものでございます。

このたびの改正は、これまで固定資産課税台帳の閲覧及び複写については、地方税法に基づく縦覧期間を除き手数料を徴していましたが、令和3年に民法等が改正され、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されたことにより、閲覧及び複写に係る手数料など相続人の負担増が想定されます。加えて、十勝管内自治体においては、通年で無料としている自治体も多く、他自治体との均衡を図る必要があることから、その負担を軽減するため、閲覧及び複写手数料を無料にするものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

10ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御覧いただければと存じます。

なお、本条例改正に併せまして、足寄町手数料徴収条例も同時に一部改正する予定

でございます。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第95号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第96号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第96号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議案となりました、議案第96号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

足寄町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中「（資産に関するものは、1所有者ごと1回）」を削るものでございます。

本条例は、議案第95号で議会議決いただきました、足寄町税条例等の一部を改正する条例の改正に伴いまして、一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

12ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと存じます。

以上で、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

訂正いたします。

附則で、この条例は令和4年と申し上げましたが、令和6年4月1日からの施行とするものでございます。失礼いたしました。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号足寄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第97号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第97号足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第97号足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

本案は、公共下水道事業を現在の上水道事業と同様に、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し企業会計に移行させることから、所要の改正を行おうとするものでございます。

改め文の朗読は省略をさせていただきますので、改正内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

まず、「足寄町水道事業の設置等に関する条例」という題名につきまして、「及び下水道事業」の字句を加えまして、「足寄町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」としております。

また、第1条に第2項を加え、下水道事業の設置目的を、第1条の2を加え、地方公営企業法の規定を全部適用することを定めております。

次に、第2条におきまして、「及び下水道事業」の字句を加え、第2項においては字句の整理を、第3項において排水区域、排水区域等面積など、下水道事業の経営規

模を定めております。

第3条以降につきましては、本条例に下水道事業を加えることによりまして、「下水道事業」を「上下水道事業」に改めるなど、字句の修正を行うものでございます。

また、本案は、関連する条例の一部改正及び廃止につきましては附則により行っておりますので、引き続き新旧対照表の続きを御覧いただきたいと思っております。

16ページの下段を御覧ください。

まず、附則第3項におきまして、足寄町課設置条例につきまして、公共下水道事業が公営企業に移行することから、第2条の建設課の事務分掌から第10号を削除するものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

附則第4項におきまして、足寄町職員定数条例につきまして、町長部局から公営企業部局に異動することに伴い、それぞれの定数を改めるものでございます。

次に、附則第5項におきまして、足寄町公共下水道審議会条例につきまして、委員の数にそれぞれ「以内」の字句を加えるものでございます。

次に、附則第6項におきまして、足寄町公共下水道条例につきまして、それぞれの条文中の「規則で」の字句を「町長が」に改めるものでございます。

次に、19ページの下段を御覧ください。

附則第7項におきまして、足寄町公共下水道受益者負担金条例につきまして、第10条中「規則で」の字句を「町長が」に改めるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

附則第8項におきまして、足寄町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例につきまして、第11条中「規則で」の字句を「町長が」に改めるものでございます。

次に、附則第9項におきまして、足寄町水道事業給水条例につきまして、第2条中

「足寄町上水道事業」の字句を「足寄町水道事業」に、別表第1中「上水道料金」の字句を「水道料金」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第10項におきまして、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」につきまして、題名中「企業職員」の字句を「水道事業及び下水道事業職員」に改めまして、「水道事業及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」としております。

第1条以降も、主に同様に字句を改めるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

附則第11項におきまして、職員の定年等に関する条例につきまして、附則第10項による改正を受けまして、条例の題名を改めるものでございます。

13ページへお戻りください。

13ページの右側を御覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1項では、この条例の施行期日を令和6年4月1日からといたしまして、第2項では、本条例の改正に伴い廃止する二つの条例について明記しております。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく御願い申し上げます。

**○議長（高橋秀樹君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋秀樹君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第7号

○議長(高橋秀樹君) 日程第13 意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題となっております、意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号現行の健康保険証の存続を求める意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

### ◎ 決議案第1号

○議長(高橋秀樹君) 日程第14 決議案第1号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、持続的な人道的休戦を求める決議の件を議題とし

ます。

本件について、議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君)

ただいま議題となりました、決議案第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

本決議案は、10月7日から始まったイスラエルとパレスチナのガザ地区における紛争について、今現在も大多数の一般住民が犠牲となっている中で、足寄町議会としても戦争反対の意を明確にし、国際社会の平和と秩序を破壊する行為を非難するとともに、一刻も早い休戦を求めるものであります。

決議案を朗読して提案させていただきます。

パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、持続的な人道的休戦を求める決議。

10月7日から始まったイスラエル・パレスチナ(ガザ地区)の紛争は、約2か月で死者数が1万5,000人を超える深刻な事態に陥っている。グテーレス国連事務総長が「ガザは子供の墓場になりつつある」と即時停戦を訴えたように、ガザ地区ではとりわけ子供たちの犠牲が増え続けている。

国連安全保障理事会は11月15日、緊急かつ延長された人道的な戦闘の一時休止と回廊設置、人質解放を求める決議第2712号を賛成多数で採択した。イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者が、この決議に基づき誠実に行動すべきである。

11月24日に始まった戦闘休止は7日間で終了し、戦闘が再開した。ガザ地区では電力、食料、衣料品、燃料などが遮断され、深刻な人道的危機にさらされている。これ以上の犠牲を生まないための人道的支援が急務である。支援を阻む障害である戦

闘行為を直ちに中止し、持続的な人道的休戦を行うように、全ての当事者に求めるものである。

日本はイスラエルともパレスチナなどアラブの人々とも友好関係にあり、国連安全保障理事会決議第2712号に賛同し採択した国としても、関係各国に持続的な人道的休戦を強く働きかけて、一日でも早く平和が実現できるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

以上です。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、持続的な人道的休戦を求める決議の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、決議案第1号パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、持続的な人道的休戦を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次回の会議は、12月17日、午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時56分 散会

